

令和8年  
4月1日  
施行

# 道路交通法 一部改正のポイント

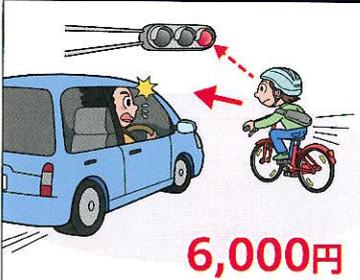
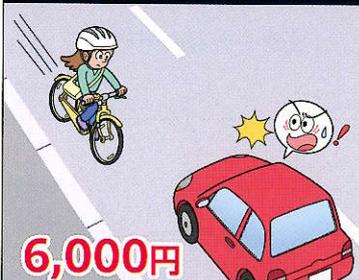
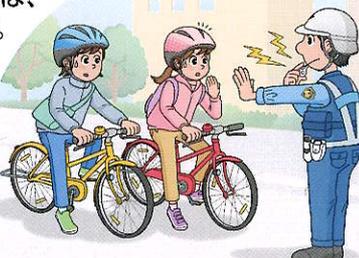
- 自転車をはじめとする軽車両に青切符が導入
- 自動車等が自転車等の側方を通過する際の新たな規定
- 普通仮免許等の年齢要件が引き下げに

## 自転車等に対する交通反則通告制度(「青切符」による取り締まりを行う反則金制度)が適用に(法第125条及び別表第2関係)

※交通反則通告制度とは、比較的軽微な交通違反に交通反則告知書(青切符)が交付され、違反者が反則金を納付すれば刑事罰に科されない制度です。自転車関連事故や自転車の違反による検挙件数が増え、取り締まりに実効性や合理化が求められる中、刑事手続とは異なるこの制度の導入により、比較的軽微な違反が迅速かつ円滑に処理されます。

## 反則金制度の対象となる違反行為の例と反則金額

取り締まりの対象年齢は **16歳** 以上!

<b>携帯電話の使用等(保持)</b>  <b>12,000円</b>	<b>遮断踏切立ち入り</b>  <b>7,000円</b>	<b>信号無視(赤色等)</b>  <b>6,000円</b>	<b>車道の右側通行</b>  <b>6,000円</b>
<b>一時不停止</b>  <b>5,000円</b>	<b>無灯火</b>  <b>5,000円</b>	<b>ブレーキ不備等</b>  <small>※ブレーキがない、ブレーキのききが悪い自転車での走行</small> <b>5,000円</b>	<b>イヤホンの使用</b>  <small>※必要な音が聞こえないなどの場合</small> <b>5,000円</b>
<b>並進</b>  <b>3,000円</b>	<b>二人乗り</b>  <b>3,000円</b>	<p>走行中に携帯電話を使用して交通の危険が生じたり、「酒酔い運転」や「妨害運転」など、特に悪質な違反行為は交通反則通告制度の対象外のため、これまで通り赤切符を受け、刑事手続となります。</p> <p><b>警察官の指導や警告を受けた場合はすみやかに従わなければなりません。</b></p> <p>警告に従わずに違反行為を続けた場合や通行車両や歩行者に危険を生じさせる行為、交通事故につながるような悪質・危険な違反行為は、取り締まりの対象となります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>取り締まりは、自転車事故が多い時間帯や場所で重点的に実施されます。</p> </div> <p>※平成27年6月1日より、一定の危険な行為を3年以内に2回以上行くと、自転車運転者講習の受講が義務付けられています(14歳以上が対象)。</p> 	

自転車を含む軽車両の反則行為と反則金額を確認してみましょう。

**反則金一覧**



自転車の基本的なルール「自転車安全利用五則」を確認してみましょう。



※この資料で「法」とは、道路交通法、「規」は道路交通法施行規則をいいます。